

第5章 実現化方策

1 協働によるまちづくり

本市の将来都市像を実現し、今後も本市が魅力ある市としてあり続けるために、市民、地域コミュニティ、事業者、行政等の協働による「市民が主役のまちづくり」を推進していく必要があります。

【市民・地域コミュニティの役割】

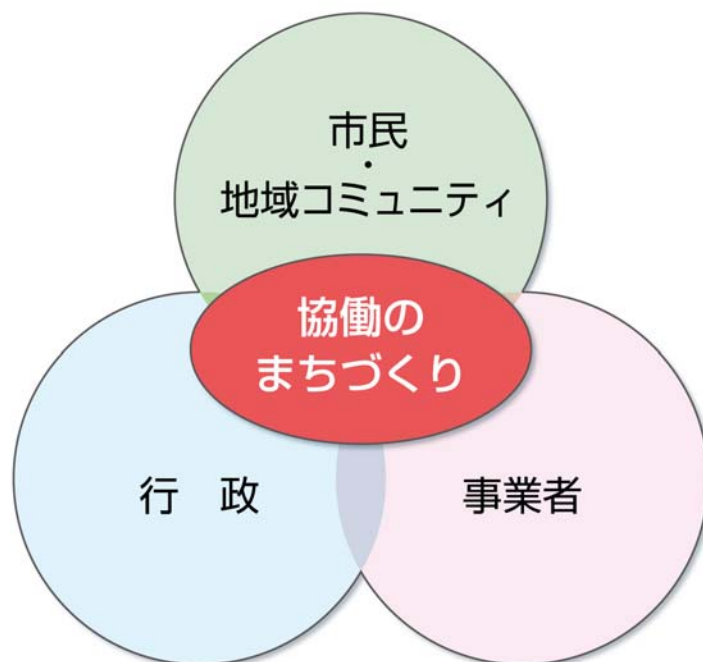
- 一人ひとりがまちづくりへの理解を深め、地域活動を通じてまちづくりの活性化に貢献することが求められています。
- まちづくりに関する意見交換会や説明会などに積極的に参加し、行政などと一体になってまちづくりを行います。

【事業者の役割】

- まちづくりを担う一員であることを認識し、地域経済の活性化に貢献・協力することが求められます。
- 市民や行政と協力しながらまちづくりを行います。

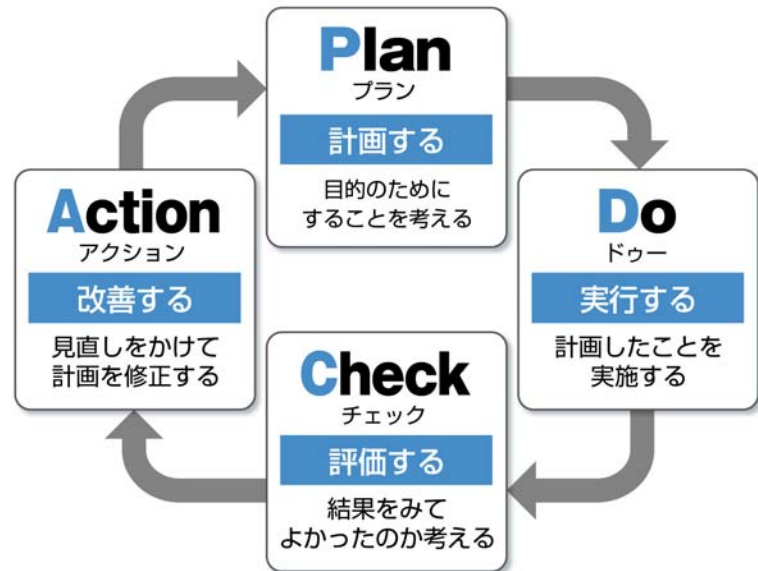
【行政の役割】

- 市民や事業者がまちづくりに参加する機会を整えます。
- 必要な情報の提供や共有化に取組み、総合的な観点からまちづくりを調整します。



(1) PDCAサイクルによる評価

都市計画マスタープランは、今後20年を見据えた長期の計画であることから、その間に社会情勢の変化や関係法令の改正など、様々なものが大きく変化する可能性があります。このような変化にも柔軟に対応するため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の「PDCAサイクル」を確立し、このサイクルに基づき、計画を推進します。



(2) 評価体制

計画の推進にあたっては、事業の進捗状況や効果を客観的に評価(チェック)する体制を確立することが必要です。

評価組織は、市民代表や専門家、行政等で構成し、定期的に計画の推進状況をチェック・評価するとともに新たに発生する課題に対する事業の見直し・充実を検討します。

評価結果は都市計画審議会へ報告するとともに、市報などを利用し広く市民へ公表することとします。

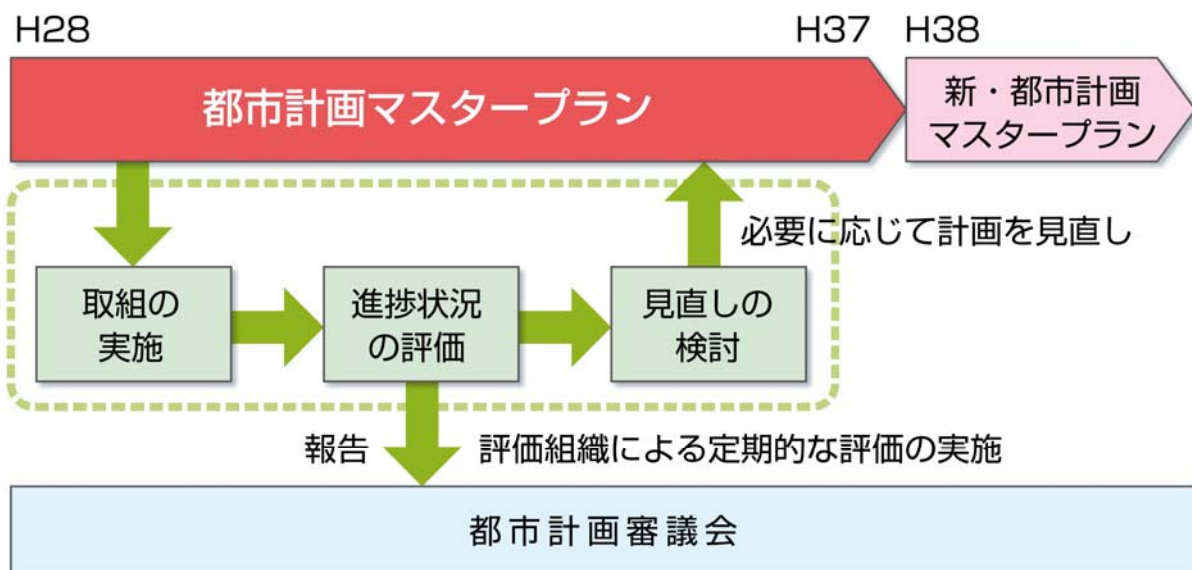


図 計画の評価のイメージ

3 まちづくりの手法

都市の将来像を実現するためには、今後の開発等について適切な誘導を図っていく必要があります。

(1) 都市計画法に基づく規制・誘導

手法	概要	規制・誘導するメニュー
用途地域	住居、商業、工業など、地域の目指す土地利用の方向に従い、建てられる建物の種類がそれぞれ決められる(第1種低層住居専用地域、商業地域、工業専用地域など12種類)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の用途 ・ 建ぺい率 ・ 容積率 ・ 建築物の高さ ・ その他
特定用途制限地域	用途地域の指定のない区域内で、建築物の用途をコントロールできる区域。危険性の高い工場や風俗施設、大規模店舗などの立地を規制。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の用途
防火・準防火地域	市街地の火災による延焼を防止するために定める地域。建築物の防火のための構造制限が発生する(例. 屋根、壁面、窓等の不燃化など)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の構造
地区計画等	住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の用途 ・ 建築物の高さ、規模 ・ 建築物の色、デザイン ・ かき、さくの構造 ・ 道路、公園の配置等 ・ その他

(2) 関係法等による推進方策

①立地適正化計画

立地適正化計画制度は、平成26年に都市再生特別措置法等の改正により新たに定められた制度で、居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）や都市機能誘導区域（居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域）及びこれらの区域において講ずべき施策等を記載する計画です。

今後、さらなる人口減少・少子高齢化社会の進展が想定されるなかで、今後も魅力的な魚沼市であり続けるためには、都市機能の立地再編を進め、計画的な時間軸の中で都市のコンパクト化に向けて誘導を図ることが重要です。

このような観点から、立地適正化計画を策定し、都市全体の観点から都市のコンパクト化を推進することについて、検討していくものとします。

②景観計画

景観計画は、景観法に基づき景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。

景観計画を策定すると、景観計画区域内における建築物の建築等の行為を届出・勧告により緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定等、景観法に規定する制度が活用できることとなります。魚沼市らしい景観を保全・活用するため景観計画を策定し、実現化方策を検討していくものとします。

参考資料

■ 魚沼市都市計画マスタープラン策定の経緯

年月日	内容
平成 27 年 9 月 8 日	第 1 回 都市計画マスタープラン見直し検討委員会
平成 27 年 11 月 19 日	第 2 回 都市計画マスタープラン見直し検討委員会
平成 27 年 11 月 26 日	平成 27 年度 第 1 回魚沼市都市計画審議会
平成 28 年 2 月 19 日	第 3 回 都市計画マスタープラン見直し検討委員会
平成 28 年 5 月 18 日	都市計画マスタープラン見直し素案説明会（守門庁舎）
平成 28 年 5 月 19 日	都市計画マスタープラン見直し素案説明会（堀之内公民館）
平成 28 年 5 月 24 日	都市計画マスタープラン見直し素案説明会 （小出ボランティアセンター）
平成 28 年 5 月 26 日	都市計画マスタープラン見直し素案説明会 （湯之谷基幹集落センター）
平成 28 年 7 月 11 日 ～8 月 10 日	パブリックコメント
平成 28 年 8 月 29 日	平成 28 年度 第 1 回魚沼市都市計画審議会

■ 魚沼市都市計画審議会委員名簿

委嘱期間 平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

条例第 3 条第 2 項 各号の区分		現職名	氏名
1 号 委員	学識経験を 有する者	1 北魚沼農業協同組合経営管理委員会会長	坂大 貞次
		2 堀之内地区商工会長	真島 慎一
		3 NPO 法人魚沼交流ネットワーク理事長	松田 光正
		4 魚沼市建築士会 青年委員長（理事）	佐藤 建志
		5 長岡技術科学大学 副学長 環境・建設系教授	中出 文平
2 号 委員	市議会議員	1 魚沼市議会議長	浅井 守雄
		2 魚沼市議会総務委員会委員長	遠藤 徳一
		3 魚沼市議会福祉文教委員会委員長	渡辺 一美
		4 魚沼市議会産業建設委員会委員長	岡部 計夫
3 号 委員	関係行政機 関の職員	1 新潟県魚沼地域振興局 地域整備部長	諏佐 夏夫
		2 新潟県魚沼地域振興局 企画振興部長	中野 正喜
4 号 委員	市 民	1 魚沼市建設業者会理事	桑原 雄一郎
		2 守門地区民生児童委員協議会会長	岡部 栄子
		3 新潟県地球温暖化防止活動推進員	柳瀬 久美子
		4 新潟県消費者協会魚沼支部 湯之谷地区委員	佐藤 鈴子
	計	15	

魚沼市 都市計画マスタープラン

平成28年8月 策定

発行 平成28年8月

編集 魚沼市土木課 都市整備室

〒946-8555 新潟県魚沼市今泉1488番地1（広神庁舎）

電話：025-799-3134

FAX：025-799-4488

E-mail：toshiseibi@city.uonuma.niigata.jp
